

○木更津市防犯灯の設置及び維持管理に関する要綱

平成25年4月9日

告示第115号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の安心安全の確保を図ることを目的に、防犯灯の設置、維持管理及び電気料金（以下「料金」という。）の負担について、市民協働の主旨から木更津市と自治会等の負担区分について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間における歩行者の安全・安心の確保と犯罪の防止を図るため、道路に設置する照明灯具（個人等で設置した商業灯、街路灯、商店街の装飾灯、広告灯、観光灯、施設照明灯等、及び公園灯並びに交通安全施設としての道路照明灯を除く。）をいう。
- (2) 自治会等 町内会、自治会その他の住民の地域連帯感に基づき自主的に結成された団体（飲食店街又は商店街を形成する町内会を除く。）をいう。
- (3) 電力柱 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者が所有管理する電柱をいう。
- (4) 電話柱 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が所有管理する電柱をいう。
- (5) 専用柱 専ら防犯灯を添架するための柱（引込留金具を含む）をいう。

(設置基準)

第3条 防犯灯の設置に係る基準は、別表第1のとおりとし、各基準のすべてを満たさなければならない。ただし、特別の事由により、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(維持管理)

第4条 市は、電気料金の支払いや故障灯具の復旧など防犯灯の維持管理を行うものとする。

- 2 自治会等は、防犯灯が良好な状態で維持できるよう市に協力をするものとする。
- 3 故意又は過失により防犯灯を損傷し、又は滅失させた者があるときは、その者の負担においてこれを原状に復旧しなければならない。

(移管)

第5条 市以外の者（以下「申請者」という。）が、防犯灯（専用柱に附属する場合は、当

該専用柱を含む。)を市に移管しようとするときは、防犯灯移管申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防犯灯の設置場所を明示した位置図
- (2) 電気の需給契約の内容が確認できる書類(既に市において電気料金を負担しているものを除く)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、専用柱を移管申請するときは、当該専用柱が設置される土地の所有者に対し、あらかじめ市が無償で当該専用柱を設置するために土地使用することにつき承諾を得るものとする。

3 市長は、前1項の申請に係る防犯灯が、夜間における歩行者等の安全確保と犯罪の防止を図るものであり、かつ、第3条に規定する設置基準を満たすものと認めるときは、当該防犯灯の移管を受けることができる。

4 市長は、前1項の申請に係る防犯灯が、腐食等により灯具及び専用柱に明らかな損壊の危険がある場合は、移管を受けないものとする。

5 前3項及び前4項の規定により移管の可否を決定したときは、防犯灯移管決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。
(料金の負担)

第6条 市長は、防犯灯を管理する自治会等からの申請を受け、これを適当と認めるときは、当該防犯灯の料金を負担するものとする。

2 前項の料金負担の対象となる防犯灯は、第3条に規定する設置基準を満たすものとする。ただし、道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定に該当しない防犯灯で、特に必要があると認めるものについては、その料金を負担することができるものとする。

(料金負担の申請)

第7条 料金負担の申請をしようとする自治会等は、防犯灯電気料金負担申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類各1部を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 電気料金支払領収書の写し
- (2) 防犯灯設置場所の見取図又は電気使用申込書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(料金負担の決定)

第8条 市長は、料金負担の申請があったときはその内容を審査し、料金負担をすることを

適当と認めるときは、防犯灯電気料金負担通知書（別記第4号様式）により申請者にその旨を通知する。

（料金負担の方法）

第9条 料金の負担は、防犯灯料金支払者名義を「木更津市」に変更し、市が当該料金を電力会社に支払うことにより行う。

（防犯灯の移設及び廃止）

第10条 防犯灯を移設又は廃止しようとする自治会等は、防犯灯（移設・廃止）申出書（別記第5号様式）により市長に申し出るものとする。この移設または廃止に係る費用は自治会等が負担するものとする。

2 前項に規定する移設又は廃止に係る費用は、自治会等が負担するものとする。

（設置の要望）

第11条 防犯灯の設置要望をしようとする自治会等の代表（以下「要望者」という。）は、設置場所に隣接する土地所有者の同意を得たうえで、防犯灯設置要望書（別記第6号様式）に必要な事項を記入し、関係書類を添えて市長へ要望するものとする。

（土地使用の承諾）

第12条 前条の場合において、防犯灯の設置要望場所が私有地の場合、要望者は、あらかじめ土地所有者から防犯灯設置について承諾を得たうえで、市長へ土地使用承諾書（別記第7号様式）を提出するものとする。

（設置等の決定）

第13条 市長は、第11条に規定する要望書を受理したときは、現地調査等を実施し、第3条に規定する設置等の基準により、予算の範囲内において設置の可否を決定するものとする。

2 前項の規定において、要望のあった設置費用の総額が予算を超過する場合は、別表第2の評点による優先度に基づき設置するものとする。

3 前1項の規定により設置を決定する場合は、防犯灯設置決定書（別記第8号様式）を要望者へ通知するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和8年3月19日告示第64号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年6月18日告示第203号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第3条）

設置基準

場所	(1) 一般に公道とみなされる道路であり、原則として行き止まり道路でないこと。 (2) 設置予定の場所と他の街路を照らす照明との距離が40メートル以上であること。ただし、夜間の犯罪の防止及び通行の安全のため必要と認められる場合、又は道路形状等によりやむを得ない場合はこの限りでない。
灯具	(1) 灯具は、原則として電力柱への添架とする。ただし、電力柱がない場合は、電話柱又は専用柱への設置とする。 (2) 灯具は、10W以下のLED照明とする。 (3) 灯具の取り付けの高さは、4.5メートルを標準とする。 (4) 電力柱、電話柱及び専用柱以外の柱や建物への設置は認めないものとする。
専用柱	(1) 専用柱は、鋼管ポール又はPC柱で転倒のおそれがないよう、堅固に設置し、併せて引込線留金具を取り付けるものとする。 (2) 専用柱の高さは、電力会社の定める基準を満たすものとする。

別表第2（第13条）

評点表

項目	No.	確認事項	点数
道路形状・環境	1	直線道路に設置	1
		十字路・丁字路・Y字路・変則交差点・カーブに設置	5
	2	法面上・法面下・狹隘道路に設置	3
	3	開渠・水路・池の付近に設置	3
	4	急な坂道や階段等により、高低差がある場所に設置	5
周辺の環境	5	住宅街に設置	10
		目視できる範囲内において住宅4軒以上ある場所に設置	5
		目視できる範囲内において住宅4件未満の場所に設置	1
	6	通学路に設置	10
	7	自治会集会所・ごみ集積設備・バス停留所等、公共性のある施設等の付近に設置	5
	8	直近1年間に事件・不審者の発生歴がある場所に設置	10
他の街灯の間隔	9	他の街灯から、40メートル以上の距離に設置	10
		他の街灯から、40メートル未満の距離に設置	1